

# 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針

令和元年 12月23日



# 目 次

○ 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）	
1 基本的考え方	1
2 一括法案の提出等	1
3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援	2
4 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等	2
厚生労働省	2
経済産業省	2
国土交通省	2
5 義務付け・枠付けの見直し等	3
内閣官房	3
内閣府	3
警察庁	10
個人情報保護委員会	10
金融庁	10
総務省	11
法務省	19
外務省	20
財務省	21
文部科学省	22
厚生労働省	26
農林水産省	42
経済産業省	48
国土交通省	50
環境省	57
○事項索引	63



# 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針

〔令和元年 12 月 23 日〕  
閣 議 決 定

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和元年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

## 2 一括法案の提出等

下記 4 及び 5 の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和 2 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

### 3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

### 4 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

#### 【厚生労働省】

#### (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者（全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。）による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（36 条、51 条の 2、51 条の 3、51 条の 4 等）に係る事務・権限については、当該権限を市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和 2 年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### 【経済産業省】

#### (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭 42 法 149）

液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和 2 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### 【国土交通省】

### (1) 軌道法（大 10 法 76）

軌道法に基づき都道府県知事が行う認可等の事務・権限（一の指定都市内で完結する路線に関するものに限る。）については、指定都市に移譲する。

### (2) 鉄道事業法（昭 61 法 92）

鉄道線路の道路への敷設の許可（61 条 1 項ただし書）に係る都道府県知事の仕事・権限のうち、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間が指定都市の区域内に存するものについては、政令を改正し、指定都市に移譲する。

## 5 義務付け・枠付けの見直し等

### 【内閣官房】

#### (1) 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続

登記事項証明書（商業登記法（昭 38 法 125）10 条）の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和 2 年 10 月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和 3 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：総務省及び法務省）

### 【内閣府】

#### (1) 健康保険法（大 11 法 70）、児童福祉法（昭 22 法 164）及び教育支援体制整備事業費補助金

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和 2 年度中に結

論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：文部科学省及び厚生労働省)

## (2) 地方自治法（昭 22 法 67）

普通地方公共団体の支出の方法（232 条の 5 第 2 項）については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

(関係府省：総務省)

## (3) 児童福祉法（昭 22 法 164）

(i) 認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平 13 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

(関係府省：厚生労働省)

(ii) 里帰り出産等における一時預かり事業（6 条の 3 第 7 項）の実施については、里帰り先の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）68 条）の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

(関係府省：厚生労働省)

## (4) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平 26 厚生労働省令 61）のうち、連携施設（同令 6 条 1 項）については、以下のとおりとする。

・保育所型事業所内保育事業（同令 43 条）について、満 3 歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とする。

(関係府省：厚生労働省)

[措置済み（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正す



る省令（平成 31 年厚生労働省令第 49 号）]]

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿（同令 6 条 1 項 3 号）については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設（児童福祉法 59 条 1 項に規定する施設のうち、同法 39 条 1 項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。）であって、一定の要件を満たすものから確保できることとする。

（関係府省：厚生労働省）

[措置済み（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 49 号）)]

#### **（５）児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金**

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

#### **（６）身体障害者福祉法（昭 24 法 283）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）**

身体障害者手帳の破損等に係る再交付申請（身体障害者福祉法施行規則（昭 25 厚生省令 15）8 条）については、令和元年度中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

（関係府省：厚生労働省）

#### **（７）学校給食法（昭 29 法 160）**

学校給食費（11 条 2 項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。

- ・学校給食費の徴収に係る公平性の確保及び教員等の負担軽減の観点から、令和元年に策定した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」も活用しつつ、令和 4 年度からの公会計化を目指し、地方公共団体が円滑に公会計制

度を採用できるよう必要な取組を推進する。

- ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収等については、公会計化の状況等も勘案し、中長期的に検討を行う。

(関係府省：文部科学省)

#### **(8) 災害対策基本法（昭 36 法 223）**

木造と非木造の混構造の場合における住家の被害の状況の調査（90 条の 2）については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを、「主たる構造」の考え方も含め、令和元年度中に地方公共団体に通知するとともに、災害に係る住家の被害認定に関する内閣府ホームページに掲載する。また、住家の被害認定調査業務に関する説明会等において周知する。

#### **(9) 所得税法（昭 40 法 33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）**

生命保険会社が税務署長に提出する支払調書（所得税法 225 条 1 項 4 号）に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要になるため、契約時など保険契約者の生存中速やかに、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、生前に収集するために必要な対応をすべきことを、生命保険会社に要請する。

(関係府省：金融庁及び財務省)

[措置済み（令和元年 9 月 20 日金融庁と生命保険協会の意見交換会）]

#### **(10) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭 55 法 87）**

市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用（6 条 5 項）の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還を求める者から、当該自転車等と引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。

(関係府省：総務省)

[措置済み（令和元年 12 月 5 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）事務連絡）]

## (11) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。

- ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、保育所に係る請求書の標準様式を新たに定め、地方公共団体等に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

[措置済み（平成 31 年 3 月 29 日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡）]

- ・処遇改善等加算 I（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 21 号）の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

(ii) 特定地域型保育事業者の確認（43 条）については、確認に係る事業所の所在する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の長による確認の効力が全国に及ぶものとし、事業所の所在する市町村以外に居住する者が当該事業所を利用する場合であっても、利用者の居住地市町村の長による更なる確認は不要とする。

（関係府省：厚生労働省）

(iii) 企業主導型保育事業（59 条の 2）については、「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」における意見を踏まえ、保育施設への助成決定等に係る情報を企業主導型保育事業実施機関から地方公共団体へ提供するよう、令和元年度中を目途に企業主導型保育事業費補助金実施要綱等を改正する。

（関係府省：厚生労働省）

(iv) 施設型給付費等に係る休日保育加算（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保

育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 46 号）については、子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、休日に複数の施設が持ち回りにより共同保育を実施する場合も対象とすることについて検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

## （12）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

- （i）公共性の高い業務における個人番号制度の利活用については、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加する。

〔措置済み（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号））〕

- （ii）療育手帳に関し地方公共団体が 9 条 2 項に基づき実施する事務（独自利用事務）については、独自利用事務を定めた条例の制定状況等に係る調査結果を踏まえ、当該条例を制定する地方公共団体が増加するよう、その制定による効果等を、地方公共団体に令和元年度中に周知する。

なお、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、独自利用事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。

（関係府省：総務省及び厚生労働省）

## （13）地域女性活躍推進交付金

地域女性活躍推進交付金の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が行う事業については、当該交付金交付要綱を改正し、都道府県の予算計上を要することなく国から市町村に当該交付金を直接交付することを令和 2 年度に実施する同事業から可能とする。

#### (14) 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）の交付対象事業のうち、地方創生移住支援事業については、都道府県と市町村の負担割合をそれぞれ原則4分の1としているが、地域の実情等に応じてその割合を変更することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

[措置済み（令和元年12月5日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）]

#### (15) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

#### (16) 子ども・子育て支援整備交付金

子ども・子育て支援整備交付金の交付対象事業のうち、病児保育事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第13項）を実施するための施設（以下この事項において「病児保育施設」という。）の整備については、市町村（特別区を含む。）が認めた者が設置する病児保育施設の整備に対して令和2年度事業から交付対象となるよう、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を改正する。

（関係府省：厚生労働省）

#### (17) マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務

情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。

（関係府省：総務省）



## 【警察庁】

### (1) 道路交通法（昭 35 法 105）

交通安全対策特別交付金（附則 16 条）の交付決定（3 月交付分）については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。

（関係府省：総務省）

## 【個人情報保護委員会】

### (1) 郵便法（昭 22 法 165）、個人情報の保護に関する法律（平 15 法 57）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 3 項に基づき空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として日本郵便株式会社に提供を求めた郵便の転送情報については、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示 167 号）の解説」において明確化し、市町村及び日本郵便株式会社に令和元年度中に周知する。

（関係府省：総務省及び国土交通省）

## 【金融庁】

### (1) 所得税法（昭 40 法 33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

生命保険会社が税務署長に提出する支払調書（所得税法 225 条 1 項 4 号）に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要になるため、契約時など保険契約者の生存中速やかに、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、生前に収集するために必要な対応をすべきことを、生命保険会社に要請する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び財務省）

[措置済み（令和元年 9 月 20 日金融庁と生命保険協会の意見交換会）]

## **(2) 中小企業等経営強化法（平 11 法 18）**

認定経営革新等支援機関（32 条）については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みを構築する。

（関係府省：経済産業省）

[措置済み(平成 31 年 1 月 18 日ほか中小企業支援計画等に関する意見交換)]

## **【総務省】**

### **(1) 地方自治法（昭 22 法 67）**

普通地方公共団体の支出の方法（232 条の 5 第 2 項）については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣府）

### **(2) 最高裁判所裁判官国民審査法（昭 22 法 136）及び公職選挙法（昭 25 法 100）**

最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間（最高裁判所裁判官国民審査法施行令 7 条、公職選挙法施行令 45 条）については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### **(3) 郵便法（昭 22 法 165）、個人情報保護に関する法律（平 15 法 57）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）**

市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 3 項に基づき空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として日本郵便株式会社に提供を求めた郵便の転送情報については、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示 167 号）の解説」において明確化し、市町村及び日本郵便株式会社に令和元年度中に周知する。

[再掲]

（関係府省：個人情報保護委員会及び国土交通省）

#### (4) 競馬法（昭 23 法 158）及びモーターボート競走法（昭 26 法 242）

競馬を行うことができる市町村（特別区を含む。）の指定手続（競馬法 1 条の 2 第 2 項）及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続（モーターボート競走法 2 条 1 項）において、指定都市が申請を行う場合の都道府県経由事務については、令和 2 年度分から廃止する。

（関係府省：農林水産省及び国土交通省）

[措置済み（令和元年 10 月 28 日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡）]

#### (5) 公職選挙法（昭 25 法 100）

(i) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者（37 条 2 項）及び投票管理者の職務代理者（施行令 24 条 1 項）については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。

[措置済み（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 号）、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 15 号））]

(ii) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票立会人（38 条 1 項）については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。

[措置済み（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 号））]

(iii) 地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出（86 条の 4 第 4 項）については、効率的な事務の実施に資するよう、9 条 2 項及び 3 項に規定する住所に係る要件に関し、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる。

#### (6) 地方税法（昭 25 法 226）

382 条に基づく登記所からの通知に係る電子データ（以下この事項において「電子データ」という。）の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が令和 2 年 1 月の登記情報シ



システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。

(関係府省：法務省)

#### (7) 公営住宅法（昭26法193）

公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

(関係府省：国土交通省)

#### (8) 森林法（昭26法249）及び森林経営管理法（平30法35）

森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報（森林法191条の2第1項）については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳（同法191条の4第1項）における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。

(関係府省：農林水産省)

#### (9) 道路交通法（昭35法105）

交通安全対策特別交付金（附則16条）の交付決定（3月交付分）については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。[再掲]

(関係府省：警察庁)

#### (10) 公害紛争処理法（昭45法108）

公害審査委員候補者（18条1項）の委嘱期間については、1年を超え3年を

上限として都道府県が条例で定める期間とすることを可能とする。

**(11) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭 55 法 87）**

市町村長が行う放置自転車等の撤去及び保管等に要した費用（6 条 5 項）の徴収又は収納の事務については、放置自転車等の返還を求める者から、当該自転車等と引き換えに、その撤去及び保管等に要した費用に係る対価として料金を徴収又は収納する場合には、私人に委託することが可能である旨を、その根拠等を整理した上で、地方公共団体に通知する。〔再掲〕

（関係府省：内閣府）

〔措置済み（令和元年 12 月 5 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）事務連絡）〕

**(12) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平 14 法 153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）**

個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。

〔措置済み（令和元年 11 月 5 日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡）〕

**(13) 地方独立行政法人法（平 15 法 118）**

（i）試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。

（ii）地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。

（iii）公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決（42 条の 2 第 5 項及び 8 条 2 項）については、各団体の判断により、同時に議案を提出すること

が可能であることを、地方公共団体に通知する。

(関係府省：文部科学省)

[措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]

#### (14) 統計法(平19法53)

(i) 住宅・土地統計調査の調査票の配布・取集等に関する事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、市町村(特別区を含む。)が当該事務を処理する場合、民間事業者へ委託することが可能であることを地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課事務連絡)]

(ii) 国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。

(iii) 住宅・土地統計調査の調査員については、都道府県から示された人数の範囲内で、市町村(特別区を含む。)における調査員の選考及び柔軟な配置が可能であることを明確化するため、令和5年の次回調査までに市町村事務処理要領を改正する。

(iv) 住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 国勢調査(5条2項)において調査員が行う事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で、令和7年の国勢調査に向けて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### (15) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94)

地方公共団体の健全化判断比率の算定及び報告(3条1項)については、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを所定の様式に自動転記して提供する仕組みを構築し、令和2年度から運用を開始する。

**(16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(平 25 法 27)**

(i) 療育手帳に関し地方公共団体が 9 条 2 項に基づき実施する事務（独自利用事務）については、独自利用事務を定めた条例の制定状況等に係る調査結果を踏まえ、当該条例を制定する地方公共団体が増加するよう、その制定による効果等を、地方公共団体に令和元年度中に周知する。

なお、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、独自利用事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(ii) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平 26 総務省令 85）29 条 1 項）については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議）において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村（特別区を含む。）の負担軽減を図るための方策について検討し、令和 4 年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**(17) 行政不服審査法（平 26 法 68）**

行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和 3 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**(18) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）**

(i) 空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が行った不在者財産管理人（民法（明 29 法 89）25 条 1 項）又は相続財産管理人（同法 952 条 1 項）の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和 2 年中に周知する。

（関係府省：法務省及び国土交通省）

(ii) 代執行（14 条 9 項）又は略式代執行（14 条 10 項）により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」（平 27 国土交通省住宅局）を改正し、市町村に令和 2 年中に周知する。

また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則 2 項に基づき、施行後 5 年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。

（関係府省：国土交通省）

(iii) 特定空家等の発生を予防する観点から市町村が実施する空家等対策については、所有者の注意を喚起するための取組事例の調査及び所有者の同意がなくとも固定資産課税台帳情報のうち空家等に係る基本的な情報（建築年数、構造、面積等）の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、令和 2 年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。

（関係府省：国土交通省）

## (19) 財政事情等ヒアリング

財政事情等ヒアリング（1 月実施分）については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減を図るため、令和元年中に調査項目を削減するとともに、調査様式を簡素化する。

## (20) 消防施設整備計画実態調査

消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和 4 年度実施



予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### **(21) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査**

地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減のため、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図る。

[措置済み（令和元年6月12日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長通知）]

#### **(22) 語学指導等を行う外国青年招致事業**

語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。

（関係府省：外務省及び文部科学省）

#### **(23) 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続**

登記事項証明書（商業登記法（昭38法125）10条）の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣官房及び法務省）

#### **(24) マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務**

情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公

共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。[再掲]  
(関係府省：内閣府)

## 【法務省】

### (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）

矯正施設の長からの都道府県知事及び指定都市市長に対する通報（26 条）については、通報の対象となる収容者を明確にするとともに、通報の取扱いに係る都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するための方策を、都道府県及び指定都市等に令和 2 年中に通知する。

(関係府省：厚生労働省)

### (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）、知的障害者福祉法（昭 35 法 37）及び老人福祉法（昭 38 法 133）

市町村長（特別区の長を含む。）が、精神障害者、知的障害者及び 65 歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときに行う後見開始、保佐開始、補助開始等の審判の請求（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 51 条の 11 の 2、知的障害者福祉法 28 条及び老人福祉法 32 条）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和 2 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

### (3) 地方税法（昭 25 法 226）

382 条に基づく登記所からの通知に係る電子データ（以下この事項において「電子データ」という。）の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が令和 2 年 1 月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて 73 条の 18 第 3 項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情が

ある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。[再掲]

(関係府省：総務省)

#### (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平 26 法 127）

空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が行った不在者財産管理人（民法（明 29 法 89）25 条 1 項）又は相続財産管理人（同法 952 条 1 項）の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和 2 年中に周知する。[再掲]

(関係府省：総務省及び国土交通省)

#### (5) 外国人受入環境整備交付金

外国人受入環境整備交付金については、令和 2 年度交付分から、前年度の 12 月までに事業の概要について事務連絡等により地方公共団体に周知する。

[措置済み（令和元年 11 月 29 日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡）]

#### (6) 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続

登記事項証明書（商業登記法（昭 38 法 125）10 条）の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和 2 年 10 月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和 3 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣官房及び総務省)

### 【外務省】

#### (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業



語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。[再掲]

(関係府省：総務省及び文部科学省)

## 【財務省】

### (1) 国有財産法（昭 23 法 73）及び農地法（昭 27 法 229）

都道府県が一部の管理事務を行う国有農地（農地法等の一部を改正する法律（平 21 法 57）附則 8 条 1 項）については、農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたとき（同法 1 条による改正前の農地法 80 条 1 項）は、財務大臣への引継ぎ（国有財産法 8 条）が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講じ、財務局、地方農政局及び都道府県に通知する。

- ・引継ぎに当たって、処分先が目処がついているか否かにかかわらず財産の引継ぎを受けること及び境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの都道府県が行う事務を明確化する。
- ・地方農政局は、引継ぎの対象となる財産について、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などの状況を確認した後、速やかに財務局と調整を開始する。その調整に当たっては、地方農政局が主体的に行うことを原則とする。
- ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたときから、地方農政局における都道府県からの引継調書の受理までの期間（都道府県が行う事務に要する期間を除く。）について、都道府県の意見を踏まえつつ、標準処理期間を設定する。
- ・地方農政局における都道府県からの引継調書の受理から、財務局における地方農政局への引受けの受領書の送付までの期間について、標準処理期間を設定する。
- ・その他引継ぎを円滑に進めるために必要な措置を講ずる。

(関係府省：農林水産省)

[措置済み（令和元年 11 月 29 日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財

産業務課長通知、令和元年 11 月 29 日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]

**(2) 宗教法人法（昭 26 法 126）及び登録免許税法（昭 42 法 35）**

宗教法人が受ける登記の非課税（登録免許税法 4 条 2 項）に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じる。

（関係府省：文部科学省）

**(3) 所得税法（昭 40 法 33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）**

生命保険会社が税務署長に提出する支払調書（所得税法 225 条 1 項 4 号）に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要になるため、契約時など保険契約者の生存中速やかに、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、生前に収集するために必要な対応をすべきことを、生命保険会社に要請する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び金融庁）

[措置済み（令和元年 9 月 20 日金融庁と生命保険協会の意見交換会）]

**【文部科学省】**

**(1) 健康保険法（大 11 法 70）、児童福祉法（昭 22 法 164）及び教育支援体制整備事業費補助金**

医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和 2 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

**(2) 学校教育法（昭 22 法 26）**

部活動指導員（施行規則 78 条の 2）については、その確保が円滑に進むよう、地方公共団体における取組事例を収集し、地方公共団体に令和元年度中に

通知する。

### (3) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び認定こども園施設整備交付金

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

### (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭 22 法 217）、保健師助産師看護師法（昭 23 法 203）、歯科衛生士法（昭 23 法 204）、診療放射線技師法（昭 26 法 226）、歯科技工士法（昭 30 法 168）、臨床検査技師等に関する法律（昭 33 法 76）、理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）、柔道整復師法（昭 45 法 19）及び視能訓練士法（昭 46 法 64）

文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

### (5) 教育職員免許法（昭 24 法 147）

(i) 教員免許状の修了確認期限等については、免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できる「教員免許状の有効期間確認ツール」を作成・公開するとともに、免許状所持者に対する周知への協力について、都道府県教育委員会等に通知する。

〔措置済み（令和元年 9 月 27 日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）〕

(ii) 保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例（附則 18 項）については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明による在職年数が、最低在職年数（施行規則附則 10 項）に含まれることを関係機関に改めて通知するとともに、新たに免許状を取得しようとする者に周知する。

[措置済み（令和元年 10 月 7 日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡）]

- (iii) 幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭 22 法 164）6 条の 3 第 7 項及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）59 条 10 号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（教育職員免許法 9 条の 3 第 3 項）の受講対象となる者を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、令和 2 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和 2 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### **（6）宗教法人法（昭 26 法 126）及び登録免許税法（昭 42 法 35）**

宗教法人が受ける登記の非課税（登録免許税法 4 条 2 項）に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じる。[再掲]

（関係府省：財務省）

#### **（7）学校給食法（昭 29 法 160）**

- (i) 学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準（9 条 1 項）において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。

[措置済み（令和元年 12 月 9 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）]

- (ii) 学校給食費（11 条 2 項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。
  - ・学校給食費の徴収に係る公平性の確保及び教員等の負担軽減の観点から、令和元年に策定した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」

も活用しつつ、令和4年度からの公会計化を目指し、地方公共団体が円滑に公会計制度を採用できるよう必要な取組を推進する。[再掲]

- ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収等については、公会計化の状況等も勘案し、中長期的に検討を行う。[再掲]

(関係府省：内閣府)

#### (8) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭62法30）

介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も含め、必要な介護人材を地域で育成・養成していきえるよう、介護福祉士修学資金貸付等の活用の促進について、全国会議を通じ、都道府県に周知する。

(関係府省：厚生労働省)

[措置済み（令和元年9月18日介護人材確保地域戦略会議）]

#### (9) 地方独立行政法人法（平15法118）

公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決（42条の2第5項及び8条2項）については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。[再掲]

(関係府省：総務省)

[措置済み（令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡）]

#### (10) 子ども・子育て支援法（平24法65）

施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。

- ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、保育所に係る請求書の標準様式を新たに定め、地方公共団体等に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

[措置済み（平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付給付第一係・第二係、システム運用担当事務連絡）]

- ・処遇改善等加算Ⅰ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地



域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 21 号）の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。[再掲]  
（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

#### **(11) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金**

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

#### **(12) 私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査**

私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和 2 年度に実施する調査から依頼時期を統一する。また、調査時点の統一も含め、更なる事務負担の軽減に向けた検討を行い、令和 2 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

#### **(13) 語学指導等を行う外国青年招致事業**

語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。[再掲]

（関係府省：総務省及び外務省）

### **【厚生労働省】**

(1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明 32 法 93）及び墓地、埋葬等に関する法

## 律（昭 23 法 48）

市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、地方公共団体における事務の実態等を調査した上で、地方公共団体が当該事務を円滑に執行するための方策について検討し、令和 2 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## （2）健康保険法（大 11 法 70）

保険医療機関が行う療養の給付を受ける資格の確認（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭 32 厚生省令 15） 3 条）については、保険医療機関の判断により、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることが可能である旨を、保険医療機関等に令和元年度中に通知する。

## （3）健康保険法（大 11 法 70）、船員保険法（昭 14 法 73）、私立学校教職員共済法（昭 28 法 245）、国家公務員共済組合法（昭 33 法 128）、国民健康保険法（昭 33 法 192）、地方公務員等共済組合法（昭 37 法 152）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）

被保険者資格喪失後の受診に伴う過誤を減少させるための仕組みについては、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、令和 3 年 3 月から本格運用を開始する。

## （4）健康保険法（大 11 法 70）、児童福祉法（昭 22 法 164）及び教育支援体制整備事業費補助金

医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和 2 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

## （5）児童福祉法（昭 22 法 164）

（i）子育て短期支援事業（6 条の 3 第 3 項）については、市町村（特別区を

含む。)が児童を里親(6条の4第1号又は2号)等に直接委託して実施することを可能とする。

(ii) 障害児通所給付決定時の調査(21条の5の6第2項)と放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。

(iii) 認可外保育施設における保育従事者の配置基準に係る子どもの年齢の基準日の判断については、その基本的な考え方及び指導監督を実施する地方公共団体において施設ごとに行うことができることを明確にするため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平13厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(iv) 里帰り出産等における一時預かり事業(6条の3第7項)の実施については、里帰り先の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が適当であると判断した場合、住所地市町村の保育所等に在籍している児童を当該事業の対象とすることが可能であること、この場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法(平24法65)68条)の対象になること等を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

[再掲]

(関係府省：内閣府)

(v) 障害児通所給付決定の有効期間(21条の5の7第8項)については、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(vi) 児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(同条4項)の実施については、医療的な課題を抱える児童に対する看護職員による支援を推進する観点から、職員配置及び障害福祉サービス等報酬の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(vii) 障害児入所施設(42条)における重度障害児支援加算費に係る施設要件については、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論を踏



まえるとともに、地域の実情にも配慮した上で、小規模グループケアに対応した要件とすることを含め検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**(6) 児童福祉法（昭22法164）、雇用保険法（昭49法116）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平3法76）**

育児休業及び育児休業給付金（以下この事項において「育児休業等」という。）の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。

- ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱う方法等を地方公共団体に通知する。

[措置済み（平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）]

- ・育児休業等の制度の趣旨に則った活用を促すため、外形的に制度の趣旨とは異なる可能性が高いと考えられる育児休業等の延長の申出があった場合には、やむを得ない場合を除き育児休業等の延長の要件を満たさないことを都道府県労働局に通知するとともに、ホームページ等で周知する。

[措置済み（平成31年3月29日付け厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長通知、平成31年3月29日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐事務連絡）]

**(7) 児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65）**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令61）のうち、連携施設（同令6条1項）については、以下のとおりとする。

- ・保育所型事業所内保育事業（同令43条）について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とする。[再掲]

（関係府省：内閣府）

[措置済み（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号））]

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿（同令6

条1項3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できることとする。[再掲]

(関係府省：内閣府)

[措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))]

#### (8) 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

#### (9) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、

保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64)

文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：文部科学省)

#### (10) 医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法

(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の死亡の理由による籍(名簿)登録の抹消(消除)申請書の添付書類については、原本と相違ない旨の証明を